

名古屋市立大学高等教育研究投稿要領

令和7年11月14日制定
(令和7年10月8日適用)

この要領は、名古屋市立大学高等教育研究発行要綱第5条に基づき「名古屋市立大学高等教育研究」(以下「本誌」という。)への投稿及び執筆要領を定めるものとする。

1. 本誌に掲載する論文の種類及び要件は次の通りとする。

- 研究論文
 - 高等教育に関する実証的、実践的、または理論的な研究であり、方法や結果に独創性や新規性が認められるものを指す。
 - 高等教育研究の発展に寄与する内容が、論理的かつ明瞭に記述されていることを要件とする。
 - 刷り上がりは20ページ以内とする。
- 事例研究論文
 - 高等教育を対象とし、事例分析や実践の効果検証を通じて、高等教育の改善に有益な新たな視点の提示や具体的な提言を含むものを指す。
 - 刷り上がりは20ページ以内とする。
- 展望・総説論文
 - 高等教育に関する重要な課題について、国内外の先行研究を広く渉猟し、独自の観点から総合的に概観・展望したものを指す。
 - 刷り上がりは20ページ以内とする。
- 研究ノート
 - 国内外の高等教育をテーマとし、学術的貢献が十分に認められ、掲載が有意義であると判断される論文を指す。
 - 刷り上がりは10ページ以内とする。
- 特別寄稿
 - 名古屋市立大学高等教育研究編集委員会(以下「編集委員会」という。)からの依頼に基づく論文を指す。
 - 原稿の分量は、依頼の際に委員長が決定する。
- 巻頭言
 - 編集委員会からの依頼に基づく論文を指す。
 - 刷り上がりは1ページとする。
- 書評
 - 大学教育に関連する著書、文献、資料の紹介及び評論を内容とするものである。
 - 刷り上がりは1ページから2ページである。

2. 本誌に投稿できるものは、名古屋市立大学(以下「本学」という。)に在籍する専任教職員とする。本学専任教職員との共同研究者を含み、第一著者が本学専任教職員以外でも投稿可とする。ただし、編集委員会が依頼した原稿についてはこの限りとしない。

投稿資格の有無に関する最終的な判断は高等教育院運営会議が行う。

同一執筆者(共同研究の第一執筆者を含む)による論文は1号につき1編のみ掲載可とする。

3. 投稿に当たり、以下の点を遵守すること。

- 投稿原稿は未発表のものに限る。ただし、口頭発表の場合はこの限りとしない。
- 投稿者は、本学が定める「研究倫理」を遵守すること。
- 投稿論文は、PDFのプロパティを含め、著者の匿名化を徹底すること。
- その他、一般的な研究倫理規定を遵守すること。

4. 投稿原稿の執筆にあたり、以下の点を厳守すること。

- 言語
 - 原稿の言語は、原則として日本語または英語とする。
- 抄録及びキーワード
 - 和文原稿には、和文抄録と英文抄録を添付する。
 - 和文抄録は 300 字から 500 字程度、英文抄録は 250 語から 400 語程度とする。
 - 本文の冒頭に、3 語から 5 語のキーワードを記載する。
- 書式
 - 本文は横 1 段組で作成する。
 - 見出しは最大 3 階層までとし、それぞれにアラビア数字で通し番号を付す。
 - 句読点には全角のコンマとピリオドを使用し、英数字はすべて半角で表記する。
- 引用・参考文献
 - 参考文献の引用は、リスト参照方式（ハーバード方式）とする。
 - 参考文献リストの書誌情報は、原則として APA スタイルに準拠する。
 - 参考文献リストには、本文中で引用した文献のみを過不足なく記載する。
- 図表
 - 図表には通し番号とキャプションを付け、本文中で明確に言及する。
- その他
 - 原稿は、別途定める原稿テンプレートの指示に従って作成する。

5. 投稿方法及び査読については以下のとおりとする。

- 投稿方法
 - 投稿原稿は、本誌ウェブサイトのオンライン投稿システムを通じて受け付ける。
 - 投稿時には、投稿者情報、本文（Word 及び PDF 形式）、及び抄録（原稿ファイルに含め、ウェブ上でも記入）を提出する。
 - 一般投稿は随時受け付ける。
- 査読
 - 編集委員会が選任した査読委員によって投稿原稿の査読を行う。
 - 編集委員会は査読結果に基づき、投稿者に修正を求めることがある。最終的な採否は編集委員会が決定する。
- 校正
 - 執筆者による校正は初校のみとする。これ以降の原稿修正は原則として認めない。
 - 掲載決定後、編集委員会は執筆者との協議を通じ、内容及び表記の変更を行うことがある。

6. 著作権と公開については以下のとおりとする。

- 本誌に掲載された論文の著作権は名古屋市立大学に帰属する。
- 著者は、本誌に掲載された論文の全部又は一部を複製、転載することができる。ただし、この場合においては予め編集委員会の上を承を得たうえで本誌掲載論文である旨を明記しなければならない。
- 掲載された論文の原稿は返却しない。
- 著者が抜刷を希望する場合は必要部数を作成する。作成及び印刷に要する費用は投稿者負担とする。名古屋市立大学高等教育院の教員は、抜刷作成費を教員研究費から支出できる。図版などで特別な費用が発生した場合も同様の取り扱いとする。
- 本誌に掲載された論文の原稿料は支出しない。

7. 本要領の改廃は、高等教育院運営会議において行う。